

戸沢議員

(1) 市民参加の自治基本条例制定について

当市では平成17年12月2日に、市民公募委員を含め20名で、東経大現代法学部教授・福岡さんを委員長に、「(仮称)あきる野市自治基本条例」市民検討委員会がつくられ、7回の検討委員会が行われ中間答申を市長に提出している。全国では平成25年4月現在298の自治体で自治基本条例が制定されていると聞いている。自治基本条例の基本となるものは、市民がまちづくりの主役であるという点である。市政は、市民のために運営されるものである。中間答申後、議会において自治基本条例の必要性を何度か質問してきた。

今、市議会では議会改革の観点から議会基本条例について研鑽している。市は、自治基本条例市民検討委員会からの中間答申後、制定に向けてどう検討しているか伺う。

(2) あきる野農業の振興について

肥培管理が出来ず農家の農地継承が困難で、放棄状態の農地が見られる。農地と農業経営は、まちづくりの大切な課題であり市が特段の支援をすることが必要である。そこで以下に伺う。

市の総合計画には、集团的農業振興地域と計画がある。農地の肥培管理されていない「未耕作農地」をどのような形で解消させる展望を持ち、課題として何が求められているか。

新鮮な「地産地消」の農作物の販売所となっているファーマーズセンターは、耐震化されておらず、改修計画の展望は。